

京都市交通局管理規程 3-8（京都市交通局職員の表彰に関する規程）の一部
を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第3条第5号中「モラル調査」を「優秀職員モニター」に改める。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）